

令和4年2月7日

お客様各位

北郡信用組合

キャッシュカードによるATM振り込みの一部利用制限について ～特殊詐欺被害未然防止への取り組み～

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では近年増加している高齢者に対する振り込み詐欺や還付金詐欺等の被害を防止するため、一部のお客様につきまして下記のとおりキャッシュカードによるATMでのお振込を制限させていただくことにいたしました。

一部のお客様には大変ご不便をおかけいたしますが、お客様のご預金を悪質な犯罪から守るための対応であることを何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

過去2年以上、キャッシュカードを利用したATMでのお振込のご利用のない「65歳以上(注)」のお客さま。

(注) 年齢基準日は毎年2月末日とします。

2. 制限の内容

対象となるお客様については、ATMによる1日あたりの振込限度額を1,000円とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによる「お預け入れ」や「お引き出し」は従来通りご利用いただけます。

3. 利用制限開始日

令和4年3月7日(月)より

4. その他

対象となるお客さまで、ご利用制限の変更を希望される場合には、当組合営業時間内に「キャッシュカード」および「ご本人確認書類」をご持参のうえ、お近くの当組合本支店窓口までお申し出ください。

※なお、ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

